

会社案は不当労働行為隠し 地裁判決を無視 労使の非にすり替え

(愛知地連)

2012年8月22日、第4回、第2回目和解協議が開かれました。

8月22日、第4回目、第2回目の和解協議が名古屋高裁でおこなわれました。
和解協議後、高木輝雄弁護士より和解協議についての報告が行われました。



第1回の和解協議の場で組合側が提出した和解の基本条件とする①会社が違法なことをおこなった事を認めることと今後はしないことを約束する②金銭の賠償をきちっと行うこと。

但し、地裁の結果を踏まえ、組合側の譲歩として金銭面で50万を下げ、300万まで譲歩することを提案しました。

今日の和解協議で、前回の組合側和解提案を踏まえて会社の回答が出される筈が、会社は2つの和解案を提出したが、いずれも「労使双方が克服すべき課題」とか、「双方の間に誤解があった」と、会社側の不当労働行為を双方の非に置き換え、また賠償金についても地裁の350万円を無視した最高100万円が限度額とする会社提案は、まったく常識がなく、大きな憤りを感じながらも、組合の姿勢を正し、協議し、決めていくことを再度確認しあいました。

